

平成 30 年伯耆町
第 1 回定例会

条例等議案説明資料概要



平成 30 年 3 月

伯耆町 総務課

議案等説明資料

提出課：総務課

議案番号 6	伯耆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	育児を行う職員の早出遅出勤務の規定について、人事院規則10－11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)の規定にあわせ、早出遅出勤務を請求することができる子の範囲を拡充させるもの。 その他所要の改正を行うもの。
2. 概要	第6条 休憩時間の規定について、第2項中の字句の訂正(「規程」を「規定」)及び第3項中の引用誤りを訂正(「前項」を「第1項」)する。 第8条の2 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務について、これまで小学校の始期に達するまでの子のある職員に限定されていた規定に、小学校等に就学している子のある職員であって、別に定めるものを追加する。 ※別に定めるものについては、伯耆町職員の勤務時間、休暇等に関する規則を改正し、放課後児童クラブ等に子を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員等と規定する予定。
3. 施行期日	公布の日

提出課：住民課

議案番号 7	伯耆町税条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	平成30年1月1日に施行された、地方税法施行規則の改正に伴い、伯耆町税条例の一部を改正する。
2. 概要	町民税の申告書の様式及び特定付帯設備に係る固定資産税の納税義務者を定めた規定中、引用する地方税法施行規則の条項を改める。
3. 施行期日	公布の日

提出課：健康対策課

議案番号 8	伯耆町特別医療費助成条例及び伯耆町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、伯耆町特別医療費助成条例及び伯耆町後期高齢者医療に関する条例について所要の改正を行うもの。
2. 概要	(1) 両方の条例について、法律施行に伴い生じた、条例中引用する法律の条項を改める。 (2) 伯耆町後期高齢者医療に関する条例については、町外の国民健康保険の被保険者であって、75歳以前に町内の施設等へ入所し、国民健康保険法の住所地特例により転入前の市町村の被保険者とされている者が、後期高齢者医療制度に加入した場合に、当該住所地特例の適用を引継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療連合の被保険者となることとする。
3. 施行期日	平成30年4月1日

議案等説明資料

提出課：地域整備課

議案番号 9	伯耆町生活環境保全に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	旅館業法の改正(平成29年12月15日)に伴い、伯耆町生活環境保全に関する条例の一部を改正する。
2. 概要	旅館・ホテル営業を定めた規定中、引用する旅館業法の条項を改める。
3. 施行期日	平成30年6月15日

提出課：総務課

議案番号 10	伯耆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	平成28年8月の人事院勧告により改正した伯耆町職員の給与条例にあわせ所要の改正を行うもの。
2. 概要	<p>①平成30年4月1日以降の扶養手当の支給区分の改正 第5条第2項 (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ↓ 第5条第2項 (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 ※以下号番号を繰り下げ</p> <p>②管理職特別勤務手当 平日の深夜勤務を支給対象とする規定を追加</p> <p>③その他の改正 管理職手当を支給される職員に対する適用除外の規定の位置の変更</p>
3. 施行期日	①については平成30年4月1日から施行し、②③については公布の日から施行する。

提出課：総務課

議案番号 11	鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	八頭環境施設組合の解散に伴い、鳥取県、市町村、一部事務組合及び広域連合で共同設置している鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更について協議を行うもの。
2. 概要	関係市町村等を定めた別表中「八頭環境施設組合」を削る。
3. 施行期日	平成30年4月1日

議案等説明資料

提出課：企画課

議案番号 12	伯耆町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	子育て支援等に係る申請や届出などの手続きについて、従来の書面による手続きに加えて、インターネットを利用した電子申請等が可能となるよう必要な事項を定めることにより、住民の利便性の向上と、行政運営の簡素化及び効率化を図るもの。
2. 概要	<p>インターネットを通じたオンラインで申請、処分通知、縦覧又は作成する際の手続きの方法について定める。</p> <p>※電子申請を開始する手続きについては、国における子育てワンストップサービスに係る手続きを予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○母子保健制度(1手続き) <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠の届出 ○児童手当制度(10手続き) <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求 ・児童手当等の額の改定の請求及び届出 ・氏名変更／住所変更等の届出 ・児童手当等の現況届 ・受給事由消滅届出 ・未支払の児童手当等請求 ・児童手当に係る寄附の申出 ・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 ・児童手当等に係る寄附変更等の申出 ・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 ○保育制度(3手続き) <ul style="list-style-type: none"> ・支給認定の請求 ・保育施設等の利用申込 ・保育施設等の現況届 ○児童扶養手当制度(1手続き) <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の現況届 <p>※電子申請等の開始時期は、手続きによって異なるため、実施可能となった段階で別途告示予定。</p> <p>※電子申請では、当面、申請等に係る手続きのみを行なう予定。</p> <p>※面談等の手続きは省略できない。</p>
3. 施行期日	公布の日

議案等説明資料

提出課：福祉課

議案番号 13	伯耆町子育て支援センター条例の制定について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	児童福祉法第21条の9に定める「地域子育て支援拠点事業」については、国が定めた事業実施要綱に基づき、現在、溝口保育所内において事業を実施しているところであるが、岸本保健福祉センターへの移転を機に、地域の子育て支援の拠点施設として、地方自治法第244条の規定に基づく「公の施設」として位置付け、その設置及び管理に関する事項を定めるもの。
2. 概要	(1)本条例で定める主な事項 ①設置目的(第1条) 地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て中の親等の孤独感や不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。 ②施設名称(第2条) 伯耆町子育て支援センター ③設置位置(第2条) 伯耆町大殿1010番地 (岸本保健福祉センター内) ④実施事業(第3条) ・子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進 ・子育て等に関する相談及び援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 など ⑤職員(第4条) 所長及びその他の職員 ⑥開所時間(第5条) 午前9時00分～午後4時00分 ⑦休所日(第6条) 日曜日、土曜日、祝日、年末年始
3. 施行期日	平成30年4月1日 ※移転・開所準備のため、開所は4月9日を予定している。

提出課：総務課

議案番号 14	伯耆町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について																																						
(提案理由及び概要)																																							
1. 理由	平成29年8月の人事院勧告による、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に準じて改正するもの。																																						
2. 概要	≪法改正の内容≫ ○期末手当 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">国</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>引き上げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.575月</td> <td>1.55月</td> <td>0.025月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.725月</td> <td>1.70月</td> <td>0.025月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3.30月</td> <td>3.25月</td> <td>0.05月</td> </tr> </tbody> </table> ※国は平成29年12月期から改定。 ≪伯耆町における対応≫ ○期末手当 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">伯耆町 特別職</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>引き上げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.575月</td> <td>1.55月</td> <td>0.025月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.725月</td> <td>1.70月</td> <td>0.025月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3.30月</td> <td>3.25月</td> <td>0.05月</td> </tr> </tbody> </table>		国			改正後	改正前	引き上げ幅	6月	1.575月	1.55月	0.025月	12月	1.725月	1.70月	0.025月	年間	3.30月	3.25月	0.05月		伯耆町 特別職			改正後	改正前	引き上げ幅	6月	1.575月	1.55月	0.025月	12月	1.725月	1.70月	0.025月	年間	3.30月	3.25月	0.05月
	国																																						
	改正後	改正前	引き上げ幅																																				
6月	1.575月	1.55月	0.025月																																				
12月	1.725月	1.70月	0.025月																																				
年間	3.30月	3.25月	0.05月																																				
	伯耆町 特別職																																						
	改正後	改正前	引き上げ幅																																				
6月	1.575月	1.55月	0.025月																																				
12月	1.725月	1.70月	0.025月																																				
年間	3.30月	3.25月	0.05月																																				
3. 施行期日	平成30年4月1日																																						

議案等説明資料

提出課：総務課

議案番号 15	伯耆町職員等の旅費に関する条例の一部改正について																												
(提案理由及び概要)																													
1. 理由	<p>県外出張について、東京、大阪等の都市部において、宿泊料を中心に経費が増加傾向にあることから、一般職の旅費のうち日当及び宿泊料(県外分)について、引き上げを行うもの。</p> <p>なお、引き上げる金額については、現在、特別職に随行する場合のみ、特別職と同額を支給するよう運用しているが、今回の改正により日当、宿泊料(県外分)について、特別職と同額を支給することとするもの</p> <p>このほか、第23条第1項第1号について語句の修正を行うもの。</p>																												
2. 概要	<p>別表(第17条―第22条、第25条関係)の1車賃、日当、宿泊料及び食卓料のうち、日当、宿泊料及び食卓料について、次のとおり改正する。</p> <p>(改正前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">車賃(1キロメートルにつき)</th> <th rowspan="2">日当(1日につき)</th> <th colspan="2">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料(1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>県外</th> <th>県内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>16円</td> <td>2,200円</td> <td>10,900円</td> <td>9,800円</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(改正後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">車賃(1キロメートルにつき)</th> <th rowspan="2">日当(1日につき)</th> <th colspan="2">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料(1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>県外</th> <th>県内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>16円</td> <td>2,600円</td> <td>13,100円</td> <td>9,800円</td> <td>2,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)	県外	県内		16円	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円	区分	車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)	県外	県内		16円	2,600円	13,100円	9,800円	2,200円
区分	車賃(1キロメートルにつき)				日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)																					
		県外	県内																										
	16円	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円																								
区分	車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)																								
			県外	県内																									
	16円	2,600円	13,100円	9,800円	2,200円																								
3. 施行期日	一部の規定を除き平成30年4月1日とする。																												

提出課：教育委員会

議案番号 16	伯耆町立公民館条例の一部改正について																																																																									
(提案理由及び概要)																																																																										
1. 理由	日光公民館の旧日光小学校への移転に伴い、所要の改正を行うもの。																																																																									
2. 概要	<p>(1) 日光公民館の位置を次のとおり改正する。</p> <table border="1"> <tr> <td>変更後位置</td> <td>←</td> <td>変更前位置</td> </tr> <tr> <td>伯耆町柝原29番地</td> <td></td> <td>伯耆町大滝141番地1</td> </tr> </table> <p>(2) 日光公民館の施設区画と使用料を次のとおり改正する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">1時間当たり使用料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">開館日 日昼間</th> <th rowspan="2">休館日・ 夜間</th> <th colspan="2">入場料徴収</th> </tr> <tr> <th>開館日 昼間</th> <th>休館日・ 夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>400円</td> <td>800円</td> <td>800円</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>200円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>300円</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>900円</td> <td>1,800円</td> <td>1,800円</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">1時間当たり使用料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">開館日 日昼間</th> <th rowspan="2">休館日・ 夜間</th> <th colspan="2">入場料徴収</th> </tr> <tr> <th>開館日 昼間</th> <th>休館日・ 夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>400円</td> <td>800円</td> <td>800円</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>200円</td> <td>400円</td> <td>400円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>200円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>300円</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>900円</td> <td>1,800円</td> <td>1,800円</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table>	変更後位置	←	変更前位置	伯耆町柝原29番地		伯耆町大滝141番地1	区分	1時間当たり使用料				開館日 日昼間	休館日・ 夜間	入場料徴収		開館日 昼間	休館日・ 夜間	大会議室	400円	800円	800円	1,600円	小会議室	100円	200円	200円	400円	調理室	300円	600円	600円	1,200円	体育館	900円	1,800円	1,800円	3,600円	区分	1時間当たり使用料				開館日 日昼間	休館日・ 夜間	入場料徴収		開館日 昼間	休館日・ 夜間	講堂	400円	800円	800円	1,600円	研修室	200円	400円	400円	800円	和室	100円	200円	200円	400円	調理室	300円	600円	600円	1,200円	体育館	900円	1,800円	1,800円	3,600円
変更後位置	←	変更前位置																																																																								
伯耆町柝原29番地		伯耆町大滝141番地1																																																																								
区分	1時間当たり使用料																																																																									
	開館日 日昼間	休館日・ 夜間	入場料徴収																																																																							
			開館日 昼間	休館日・ 夜間																																																																						
大会議室	400円	800円	800円	1,600円																																																																						
小会議室	100円	200円	200円	400円																																																																						
調理室	300円	600円	600円	1,200円																																																																						
体育館	900円	1,800円	1,800円	3,600円																																																																						
区分	1時間当たり使用料																																																																									
	開館日 日昼間	休館日・ 夜間	入場料徴収																																																																							
			開館日 昼間	休館日・ 夜間																																																																						
講堂	400円	800円	800円	1,600円																																																																						
研修室	200円	400円	400円	800円																																																																						
和室	100円	200円	200円	400円																																																																						
調理室	300円	600円	600円	1,200円																																																																						
体育館	900円	1,800円	1,800円	3,600円																																																																						
3. 施行期日	平成30年4月1日																																																																									

議案等説明資料

提出課：総務課

議案番号 17	伯耆町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について												
(提案理由及び概要)													
1. 理由	県と県内市町村とにより支援を行うことを定めた鳥取県被災者住宅再建支援条例が改正され、被災者の住宅の再建等に係る支援が拡充されたため、本町の条例においても所要の改正を行うもの。												
2. 概要	(1) 次の事業を新たに追加する。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象事業</th> <th>給付金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被災者住宅再建等支援金</td> <td>半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入</td> <td>100万円(単数世帯は75万円)</td> </tr> <tr> <td>一部損壊世帯の居宅の補修</td> <td>補修に要する経費(上限30万円)</td> </tr> <tr> <td>被災者住宅修繕促進支援金</td> <td>小規模な損壊の居宅の補修の促進</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象事業	給付金の額	被災者住宅再建等支援金	半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入	100万円(単数世帯は75万円)	一部損壊世帯の居宅の補修	補修に要する経費(上限30万円)	被災者住宅修繕促進支援金	小規模な損壊の居宅の補修の促進	2万円	
区分	対象事業	給付金の額											
被災者住宅再建等支援金	半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入	100万円(単数世帯は75万円)											
	一部損壊世帯の居宅の補修	補修に要する経費(上限30万円)											
被災者住宅修繕促進支援金	小規模な損壊の居宅の補修の促進	2万円											
	(2) 居宅に代わる住宅の建設又は購入、居宅の補修及び小規模な損壊の居宅の補修の促進に係るものの対象者に賃貸住宅の所有者を追加する。(従前は居宅の世帯主のみ)												
	(3) 附則において伯耆町被災者住宅再建支援事業助成基金条例の題名等を改める。												
3. 施行期日	公布の日												

提出課：健康対策課

議案番号 18	伯耆町国民健康保険条例の一部改正について	
(提案理由及び概要)		
1. 理由	国民健康保険法の一部改正に伴うもの。	
2. 概要	伯耆町国民健康保険運営協議会の名称を、伯耆町国民健康保険事業の運営に関する協議会とする。	
3. 施行期日	平成30年4月1日	

提出課：地域整備課

議案番号 19	伯耆町浄化槽施設条例の一部改正について	
(提案理由及び概要)		
1. 理由	浄化槽整備区域内の各集落の公民館、集会所等に設置された浄化槽について、平成30年度から維持管理を行うにあたり、使用料を新規に設定するため	
2. 概要	区域内の地区公民館・地区改善センター・その他これらに準じるものについての使用料の額 月額 216円 (伯耆町公共下水道条例、伯耆町農業集落排水施設条例で定めている地区公民館等の使用料と同額とする)	
3. 施行期日	平成30年4月1日	

提出課：産業課

議案番号 20	添谷農産物加工処理施設条例の廃止について	
(提案理由及び概要)		
1. 廃止理由	添谷農産物加工処理施設について、平成30年4月1日より添谷自治会へ無償譲与することに伴い、本条例を廃止するものとする。	
2. 施行期日	平成30年3月31日	